

文化生活・教育常任委員会及び
予算特別委員会文化生活・教育分科会
議事次第

令和6年6月21日(金)
午後1時30分～
於：第4委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年6月府議会定例会)
 (6月21日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
文化生活部企画調整理事兼副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長(スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化政策室長	梅 原 和 久
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化生活総務課参事	萬 谷 治 子
文化芸術課長	駒 寄 忠 大

【教育委員会】	
教育次長	大 路 達 夫
管理部理事(総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
指導部長	相 馬 直 子
学校教育課長	中 村 義 勝
高校教育課長	水 口 博 史
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 17 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂 子 坂 孝 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年6月府議会定例会)
(6月24日)

【付託議案(討論・採決)・審査依頼議案(適否確認)】

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
文化生活部企画調整理事兼副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長(スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化政策室長	梅 原 和 久
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化生活総務課参事	萬 谷 治 子
文化芸術課長	駒 寄 忠 大

【教育委員会】	
教育次長	大 路 達 夫
管理部理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
指導部長	相 馬 直 子
学校教育課長	中 村 義 勝
高校教育課長	水 口 博 史
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 17 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂子坂 孝 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年6月府議会定例会)
 (6月24日)

【所管事項(教育委員会)】

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部長理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	石 田 英 樹
教職員企画課長	浅 野 徹
教職員人事課長	吉 岡 伴 幸
福利課長	原 田 龍 司
指導部長	相 馬 直 子
高校改革推進室長	橋 長 正 樹
学校教育課長	中 村 義 勝
特別支援教育課長	廣 田 一 幸
高校教育課長	水 口 博 史
高校教育課参事	中 松 幸 博
ICT教育推進課長 (デジタル学習支援センター長)	小 西 良 尚
保健体育課長	井 上 哲
社会教育課長	杉 本 学
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 19 名)

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年6月府議会定例会)
 (6月25日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
人権啓発推進室参事	安 原 正 康
文化政策室長	梅 原 和 久
文化政策室企画参事	須 田 建 太 朗
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化生活総務課参事	萬 谷 治 子
文化芸術課長	駒 寄 忠 大
スポーツ振興課長	曾 我 学
文教課長	井 関 好 之
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	里 友 宏
府民総合案内・相談センター長	大 石 正 子
消費生活安全センター長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂 子 坂 孝 之
文化施設政策監付理事	池 邊 俊 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	川 勝 陽 二
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳
文化施設政策監付参事	細 木 憲

(計 25名)

令和6年6月府議会定例会 文化・生活・教育常任委員会 報告事項

(文化・生活部)

- 文化が活きる京都の推進に関する条例（案）に基づく基本的な指針の策定について

— 令和6年6月京都府議会定例会 —

文化生活・教育常任委員会報告事項

文化生活部

- 1 文化が活きる京都の推進に関する条例（案）に基づく基本的な指針の策定について ……別紙1

文化が活きる京都の推進に関する条例(案)に基づく 基本的な指針の策定について

令和6年6月
文化生活部

1 背景等

- 国においては、昨年3月、文化庁が京都に移転するとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定されたところであり、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化。
- このような状況を踏まえ、「京都府文化力による未来づくり条例」を見直し、今議会において、新たに「文化が活きる京都の推進に関する条例」を提案しているところであり、議決を得られた後は、新たな条例に基づく基本指針の検討を進める。

2 基本指針の方向性

- これからの京都府の一層の発展には、府民の様々な活動の中に文化の力を活かしていくことが大切。
- そのため、文化庁、京都市をはじめとする市町村、経済・文化団体等との連携の下、有形・無形の文化財、伝統芸能や地域の祭・行催事などの伝統文化から、現代芸術やアニメ、映画、ゲーム等のコンテンツまで、京都の多彩な文化を効果的に活用し、文化に込められた心を伝えるとともに、文化と経済の好循環を生み出す施策を推進する。

3 今後の予定

令和6年9月	9月定例会に中間案を報告
10月	パブリックコメントを実施
12月	12月定例会に指針案を報告

文化生活・教育常任委員会議案付託表

議案番号	件名
2	文化が ^い 活きる京都の推進に関する条例制定の件
6	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件

予算特別委員会文化生活・教育分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号） 歳出中 第2款 総務費 第1項

— 令和6年6月京都府議会定例会 —

文化生活・教育常任委員会付託議案

文化生活部

- 1 第2号議案 文化が活^いきる京都の推進に関する条例制定の件
- 2 第6号議案 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件

第2号議案 文化が活^いきる京都の推進に関する条例制定の件

1 制定の趣旨

京都府では平成30年に「京都府文化力による未来づくり条例」を制定し、アート市場の拡大や地域アートマネージャーによる地域文化振興、暫定登録文化財制度による文化財の早期保護など、様々な施策を全国に先駆けて実施してきた。

また、国においては、令和5年に文化庁の京都移転が実現するとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定されたところであり、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化してきている。

これからの京都府の一層の発展には、全ての府民が京都の文化に誇りと愛着を持ち続け、府民の様々な活動の中に文化の力を活かすことが大切であることから、京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造につながる施策に総合的に取り組むため、条例を全面的に見直し、新たな条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 題名

府民の様々な活動の中に文化の力を活かすための施策を総合的かつ効果的に進めることを表す題名として「文化が活きる京都の推進に関する条例」とします。

(2) 前文

文化が活きる京都を推進する意義や京都の文化的特徴を述べた上で、条例制定の趣旨、目的を次のとおり記載します。

- ・京都は、長い日本の歴史における政治と文化の中心地として、四季折々の自然や気候風土と関わりながら独自の文化を育み、我が国の文化的経済的な発展に重要な役割を果たしてきたこと。
- ・京都の文化の力は、大学等による知の集積をもたらすとともに、人々の進取の気質と相まって、多くのベンチャー企業を輩出し、伝統産業を基盤とした企業や世界規模で活躍する企業を生み出すなど、現代日本においても文化的経済的な基盤の一端を担う源泉となり、今後もその役割を果たしていきたいと考えること。
- ・そのためには、全ての府民が受け継いできた京都の文化に誇りと愛着を持って生活することができ、企業活動を含めて府民の多様な文化的経済的諸活動に文化の力を活かしていく取組の一層の推進が重要であること。
- ・社会のあらゆる分野において、京都の文化が将来にわたって継承され、現在及び将来の府民の間で大切に育まれ、文化に親しみ、文化を学び、新たな価値が持続的に創造される文化が活きる京都を推進することで、文化の力で地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、人と人との絆が大切にされ、心豊かに暮らせる温かい京都を築き、国内はもとより世界に貢献していく京都の実現を目指して、この条例を制定すること。

(3) 定義

「文化が活きる京都の推進」について定義します。（第1条関係）

(4) 基本理念

文化が活きる京都の推進は、次の事項を旨として行うこととします。(第2条関係)

- ・地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人々の相互理解及び心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深める。
- ・府民の自主性を尊重しつつ、府民が京都の文化に誇りと愛着を持って生活し、及び活動することができる。
- ・国内外の多様な機会を通じて、京都の文化の力が国内外の交流の促進に資する。
- ・文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携が図られるよう行う。

(5) 府の責務

文化が活きる京都の推進に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、実施するための府の責務を明らかにすることとします。(第3条関係)

(6) 基本指針の策定

文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)を定めることとします。(第4条関係)

(7) 連携協力体制の整備

府民等その他の関係者と連携し、及び協力して、文化が活きる京都の推進を効果的に実施するための体制を整備することとします。(第5条関係)

(8) 文化が活きる京都推進審議会

基本指針を定め、又は変更するときの知事の諮問のほか、文化が活きる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が活きる京都推進審議会を置くこととします。(第6条関係)

(9) その他

文化が活きる京都の推進に関する施策を実施するため、必要な調査研究、財政上の措置について規定します。(第7条、第8条関係)

3 施行期日

公布の日

(参考)

[パブリックコメント]

<実施期間> 令和6年3月18日(月)～ 4月7日(日)

<結果> 2名から計8件の意見あり

<主な意見>

- ・能や狂言などの京都の伝統文化を子どもが気軽に体験できる場が必要ではないか。
- ・京都の地域文化を集めて見学や体験できる機会が必要。
- ・守ることと同じくらい新たな文化を生み出す取り組みに力を注いで欲しい。
- ・国内外の各分野の経営者や事業関係者に広く文化の魅力を発信してはどうか。
- ・京都に文化の担い手や支え手が集う施策に取り組んでほしい。
- ・基本指針を定めて機動的な施策の推進を要望したい。

第6号議案 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人 への寄附金を定める条例一部改正の件

1 改正趣旨

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例（平成24年京都府条例第49号）において控除対象特定非営利活動法人として規定している特定非営利活動法人劇研について、控除対象特定非営利活動法人として継続するための手続きが行われなかったため、所要の改正を行う。

2 改正内容

別表特定非営利活動法人劇研の項を削除する。

3 施行期日

令和6年7月14日

— 令和6年6月京都府議会定例会 —

予算特別委員会文化生活・教育分科会
審査依頼議案

文化生活部
文化施設政策監

1 第1号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）中所管事項

令和6年度一般会計 6月補正予算（案）の概要

文化 生活 部
文化施設政策監

1 第1号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）

○ 歳出予算補正

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
第2款 総務費	6,350,502	1,000	6,351,502	0	0	0	1,000
第1項 総務管理費	5,455,924	1,000	5,456,924	0	0	0	1,000
合計	40,246,412	1,000	40,247,412	0	0	0	1,000

（主要事項）

（単位：千円）

事項	予算額	財源内訳		摘要
		特定財源	一般財源	
向日町競輪場周辺地域まちづくり協働検討費	1,000	0	1,000	

令和6年度6月補正予算案主要事項説明

文化生活部

事業名	向日町競輪場周辺地域まちづくり協働検討費			新規・ 継続の別	新規
予算額	1,000千円	国庫	起債	その他	一般財源
		-	-	-	1,000
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p>1 趣 旨</p> <p>向日市をはじめとする周辺市町との協働により、8千人以上収容可能な多用途施設として整備するアリーナを核とした周辺地域の活性化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>競輪場及びアリーナの整備をきっかけとして、スポーツや経済振興、多世代交流や地域ブランドの向上等の地域活性化を図るべく、地元と一体でまちづくりの検討を実施</p>				
担当課・担当名	文化施設政策監付		課・担当	電話番号	075-414-4670